

スタートアップ経営株主への
「ミニマムタックス」強化に関する緊急調査

～ 強い経済をつくるためのスタートアップ政策と整合性ある税制改正の実現を ～

2026年5月20日

郷治 友孝

一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会(JVCA)会長

「ミニマムタックス」強化はスタートアップを直撃する — 緊急調査結果速報

5月1日のJVCA提言公表と同時に開始した緊急アンケート調査において、1,387名の経営株主から回答(2026年5月1日～11日13:00)。ご報告する5つの数字は、創業者・初期株主による「**「ミニマムタックス」強化への明確なNO**」の意思を示している。

95.8%

企業価値向上の
インセンティブが
削られる(Q7)

うち75.6%は「大きく削られる」

96.0%

国内で創業する
インセンティブが
削られる(Q9)

うち73.6%は「大きく削られる」

82.3%

次に創業するなら
海外を視野
に入れる(Q10)

「日本国内のみ」はわずか17.7%

96.8%

「ミニマムタックス」
強化の
見直しが必要(Q11)

うち88.8%は「必要性がある」

98.9%

エンジェル税制・
「日本版QSBS」の
拡充では代替不能(Q14)

「十分にカバーできる」は1.1%のみ

2027年からの更なる「ミニマムタックス」強化は、「スタートアップ育成5か年計画」+ 本分科会の強化戦略の実現を不可能にする。

創業者・初期株主1,387名の声それがそれを実証する — 一律適用すれば、優秀な起業家はもはや日本を選ばず、17分野等の経済安保×ディープテック創業者の空洞化を招く。

調査概要 — 異例の短期間で集まったスタートアップ「現場の声」

5月1日のJVCA提言公表と同時に開始した緊急アンケート調査(11日間で1,387件回収)

調査の目的

「ミニマムタックス」強化(令和8年度税制改正)が、創業者・初期株主等のスタートアップ経営株主に与える影響と、JVCA改正提言への賛否について、当事者の率直な意見を集約する。

調査主体 一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会(JVCA)

対象 スタートアップの創業者・経営者等の経営株主

回答期間 2026年5月1日～5月11日13:00

有効回答 1,387件(経営株主・速報集計)

公表 2026年5月14日 JVCAウェブサイト
2026年5月20日 第4回スタートアップ政策推進分科会

回答数 N=

1387 件

当事者の関心の高さ

「ミニマムタックス」強化に対する創業者・初期株主等の強い問題意識を示している。

任意自由記述にも、多数の声が寄せられた:

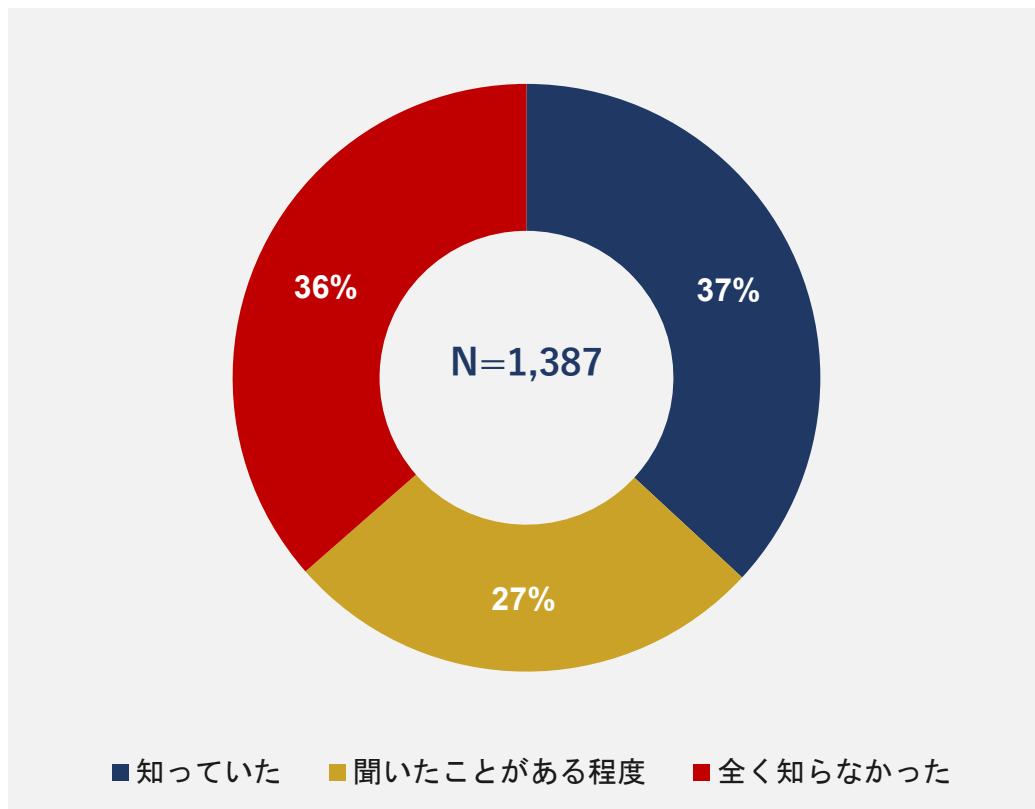
- Q7 企業価値向上のインセンティブへの影響 (795件)
- Q9 国内創業のインセンティブへの影響 (643件)
- Q10 もう一度創業するなら拠点としたい海外候補地 (774件)
- Q16 見直し・税制改正に関する具体的アイデア (263件)

■ 参考 JVCAは、2019年に外為法の規制が強化(IT関連業種への事前届出対象追加)されてIT関連スタートアップの資金調達に悪影響が生じた際も、同様の緊急調査・提言を行い、翌年に法改正が実現した実績がある。

Q5: 「ミニマムタックス」強化の内容を、本調査以前にご存じでしたか

令和8年度税制改正大綱(2025年12月)・改正法成立(2026年3月)から1カ月強を経た本調査時点でも、当事者の64.2%が「全く知らない/聞いた程度」と回答。2026「ミニマムタックス」改正ではスタートアップ視点がまったく議論されず、『立法事実』が不十分だった表れ。

このような税制改正が、国策である「スタートアップ育成5か年計画」及びその強化戦略に不可欠の当事者抜きで決定されたことの正当性が問われる。



回答内訳

知っていた 35.8% (496件)

聞いたことがある程度 29.2% (405件)

全く知らなかった 35.0% (486件)

64.2%

が改正内容を「知らない/聞いた程度」と回答。重大な制度改正がスタートアップ当事者に十分に知らされないまま決定された。

Q6: スタートアップ経営株主が、将来の株式譲渡で本制度の影響を受ける可能性は

本調査を受け、回答者の97.8%が「自身が影響を受ける」と認識(調査前は64.2%が改正内容を「知らない/聞いた程度」)。「ミニマムタックス」の強化(2027年1月施行予定)は、「影響は超富裕層に限られる」「影響を受ける人数は少ない」「経済への悪影響は小さい」との説明を前提に進められてきたが、本調査結果はその説明と乖離している。

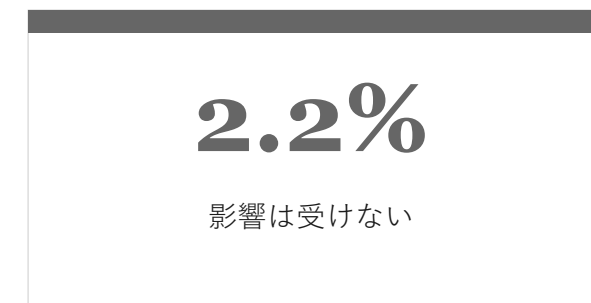
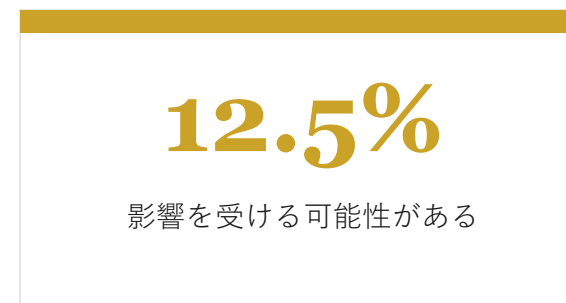
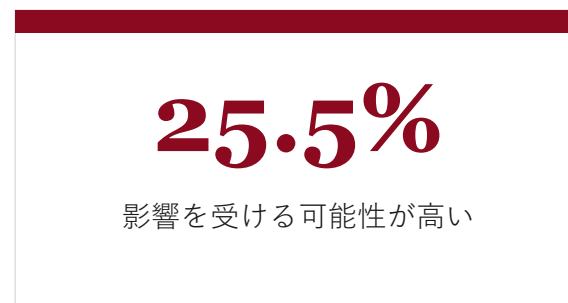


■ 影響を受ける

■ 影響を受ける可能性が高い

■ 影響を受ける可能性がある

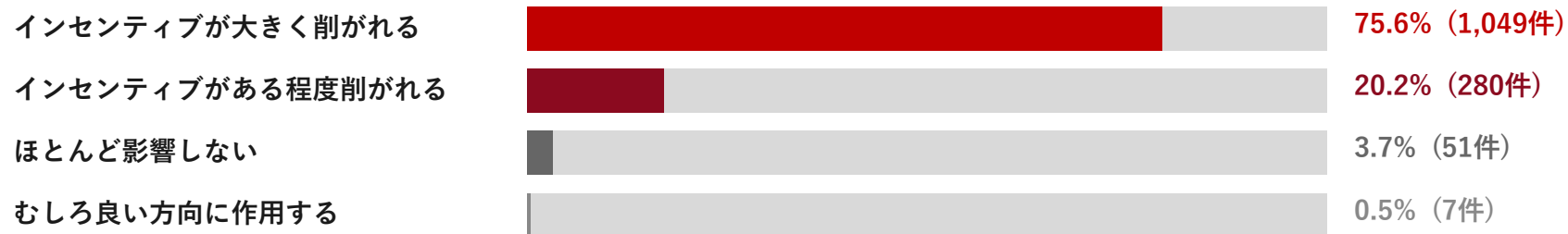
■ 影響は受けない



97.8% の経営株主が「自身が影響を受ける(可能性も含む)」と認識 — ごく少数の超富裕層の問題ではない。圧倒的多数のスタートアップの問題

Q7: 「ミニマムタックス」強化は企業価値向上インセンティブに影響するか

95.8%が「企業価値向上インセンティブが削られる」 — 大きく育てた者ほど罰される逆インセンティブ構造は、5か年計画+強化戦略の旗印『高さのあるSU』『ユニコーン100社』を真っ向から実現不可能にする。

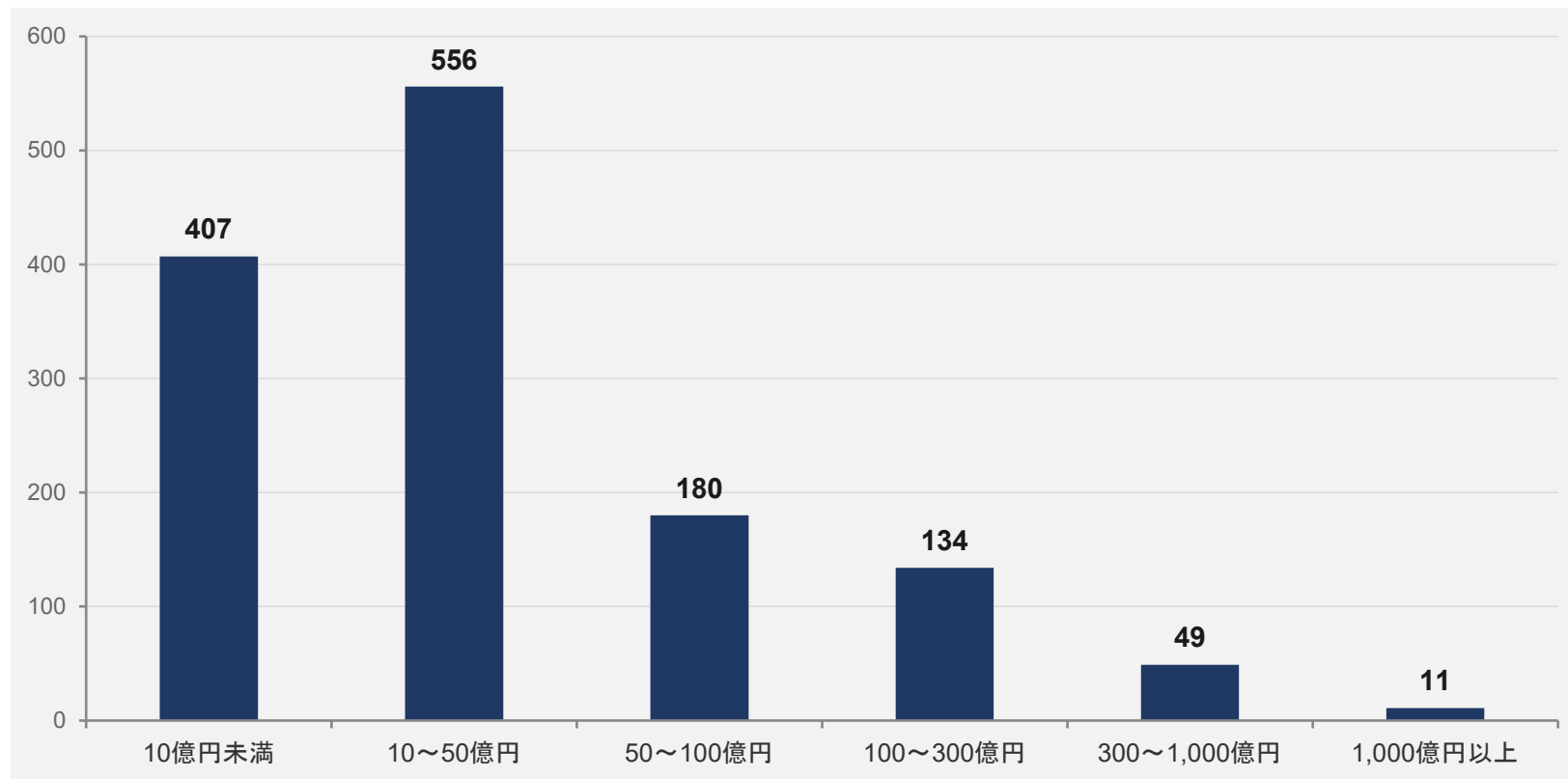


Q7: 795件の自由記述から抜粋・[企業価値レンジ]併記

- ✓ 創業者・初期株主は、無報酬同然で長年リスクを背負い、IPO・M&A時の株式譲渡益が唯一の経済的リターンとなる。(50～100億円)
- ✓ 株式譲渡益への実効税率が実質30%へ上昇することで、企業価値を大きく実現するほど創業者の手取りが目減りする逆進的構造となる。「世界に伍するスタートアップ」を目指す政策目標と矛盾し、リスクテイクや長期保有の動機を削ぐ。(10億円未満)
- ✓ 今回の改正は、創業者というよりも、ユニコーン(時価総額1,500億円以上)を狙うスタートアップのCXOレイヤーにヒットする改正。例えば、投資銀行・コンサル・総合商社といった職種から転職する場合、10年で年収機会損失2～3億円が発生している層。(300～1,000億円)
- ✓ 現在プレマネー約20億円弱のスタートアップを経営しており、IPO時の譲渡益は改正後の追加負担発生ライン(約3.4億円)を大幅に超える見込みです。創業リスクを取った対価への課税強化は、起業インセンティブを著しく損ないます。(10～50億円)
- ✓ 当社は2030年に時価総額¥1,000億円+を目指し、世界的ブランド創造企業を目指している。本制度強化により、Exit時の実効税率が約35%と国際的に突出した水準となり、長期にわたる極端なリスクテイクの経済合理性が大きく損なわれる。(50～100億円)
- ✓ 政府は「高さのあるスタートアップ」創出を掲げ、SU5か年計画のもとで支援・調達・人材誘致を進めている。しかし本制度は、まさにその政策が目指す大きな成果を実現した創業者に対し、他国と比較して突出した追加負担を課す構造である。(10億円未満)
- ✓ ハードウェア系スタートアップは研究開発に長期・多額の資本投下が必要で、創業者がリターンを得るまで10年近くを要する。改正後は株式譲渡益3.4億円超から追加課税が発生し、長期リスクを負った創業者へのリターンが著しく損なわれる。(50～100億円)
- ✓ 企業価値500億円規模の上場を目指す経営者にとって、改正後は譲渡時の実効税率が約35%に達し、現行比で十数億円規模の追加負担が発生する試算となる。「高さを出す」ほど税負担が累進的に重くなる構造は、政府のスタートアップ政策の方向性と矛盾する。(10億円未満)
- ✓ スタートアップ創業は「成功確率は低いが、成功時のリターンは極大」というリスク・リターン構造で成立しており、今般の改正により(株式譲渡益への実効税率が最大35%まで上昇し、累進的に?)追加負担が重くなることで、大きく挑戦するインセンティブを構造的に削ぐのではと思います。(100～300億円)
- ✓ 上場やM&Aでしかリスクの対価を回収できないのが創業者としての実態です。譲渡益段階で実効税率30%超に跳ね上がるなら、何年も無給に近い水準で全財産と人生の時間を賠けて事業を伸ばす動機が薄れます。

Q8: 回答者である経営株主のスタートアップの現在の企業価値分布

回答者の30.4%は企業価値10億円未満、55.1%は10～100億円のレンジ。今般の「ミニマムタックス」強化は、大型スタートアップだけではなく、これからの成長を担う幅広い裾野のスタートアップ経営株主が懸念している。



回答者構成

30.4%

10億円未満
これから「高さ」を出していく
挑戦中の創業者

55.1%

10～100億円
「拡大再生産」の中核を担う層

14.5%

100億円超
うち1,000億円超の大型SUも11
社

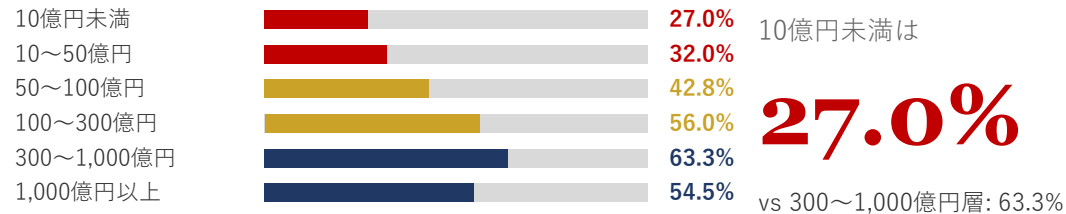
企業価値セグメントごとの回答結果の分析

Q8(企業価値) × Q5/Q9/Q10/Q11 — 看過できない4つの傾向

小規模(10億円未満)から大型スタートアップ(1,000億円超)まで全セグメントで「インセンティブが大きく削られる」と訴え。特に見過ごせないのは、5か年計画やその強化戦略が育てるべき層ほど日本を離れる選択肢を真剣に検討していること。規模が大きくなるほど米国での起業志向が強まる傾向(10億円未満22%→1,000億円超55%)。

① 認知の格差 — 「未だ高さを出していない層」ほど知らない

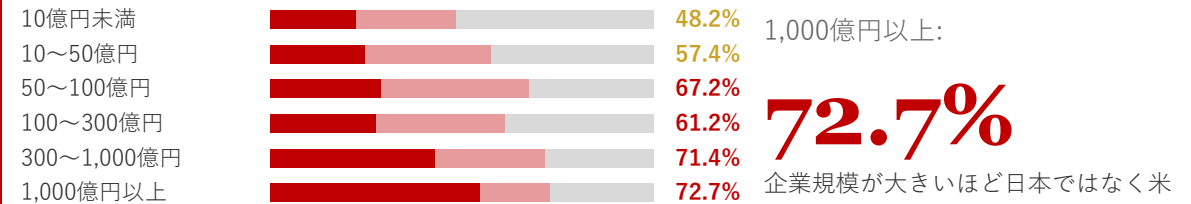
Q5 「『ミニマムタックス』強化を知っていた」割合(企業価値別)



本制度は当事者である小・中規模スタートアップに知らされないまま進んだ。

② 日本離れ志向の強まり — 「高さを出す」企業ほど海外を選ぶ(濃色は米国)

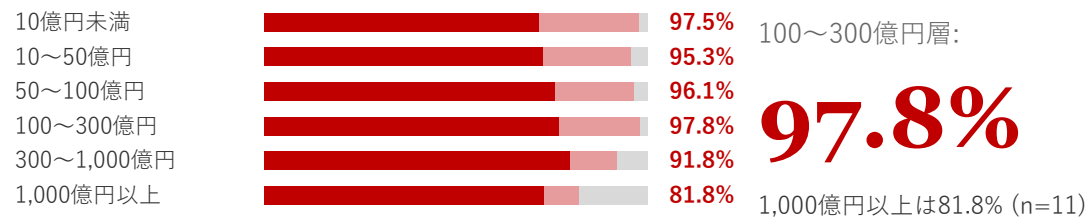
Q10 「もう一度創業するなら拠点としたい海外候補地」を挙げた割合(うち濃色=米国)



企業規模が大きいほど日本ではなく米国での起業志向が増加
企業価値が大きいほど海外創業志向が高まり(48%→73%)、特に米国シェアが急増(22%→55%)。

③ 国内創業インセンティブ削減 — 大型ほど直撃感が強い

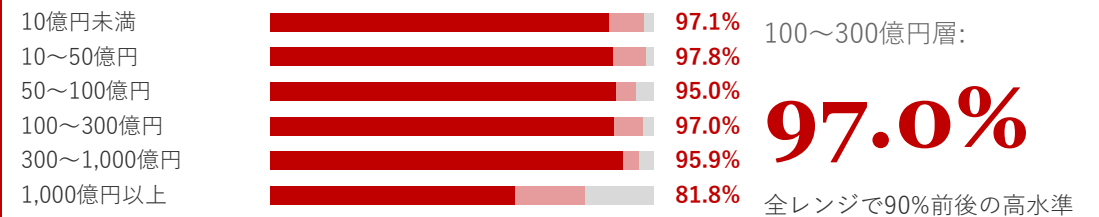
Q9 「大きく削られる」+「ある程度削られる」と回答した割合(企業価値別)



「高さを出した」企業ほど、国内創業を続ける動機が削がれている。

④ 見直しの必要性 — 全規模で90%超が必要と回答

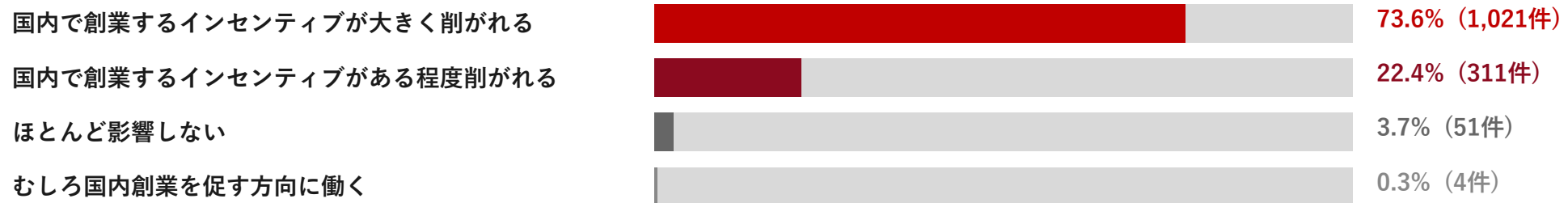
Q11 「見直す必要がある」+「ある程度ある」と回答した割合(企業価値別)



規模を問わずスタートアップ経営株主の総意である。

Q9: 「ミニマムタックス」強化は国内創業のインセンティブに影響するか

96.0%が「国内創業インセンティブが削られる」 — 国際的に突出して重い課税は、5か年計画+強化戦略のKPI『SU10万社』『アジア最大のSUハブ』の母数を遠ざける。AI・半導体、量子、資源・エネルギー、防衛、宇宙、バイオ等のディープテック創業者が海外移住すれば、技術と納税者の双方を失う。



Q9: 643件の自由記述から抜粋・[企業価値レンジ]併記

- ✓ 日本の起業エコシステムは「成功した起業家が次の起業や投資に資金を循環させる」構造で成り立つ。改正案の最高35.63%は、米国QSBS非課税・シンガポール非課税等と決定的に乖離し、起業家は売却前の海外移住に強いインセンティブを持つ。エンジェル投資家層も同様。(10~50億円)
- ✓ 改正後はスタートアップ株式の譲渡所得が最高35.63%課税となり、シンガポール・香港など創業者に有利な税制を持つ国々と比べて著しく不利となる。(10億円未満)
- ✓ 実効税率30%は米国QSBS(最大1,000万ドル非課税)、シンガポール・香港(キャピタルゲイン非課税)と比べ著しく不利な水準となる。創業者・連続起業家の居住地・創業地選定において、税制要因が国外を選好する方向に作用する。(10億円未満)
- ✓ EXIT時の税負担が最大35.63%まで上がるため、野心的な起業家ほど海外法人化や移住を選ぶ合理性が増し、国内で創業するうま味が薄れます。スタートアップスタジオ側は組める優秀なファウンダー候補が減り、案件ソーシングや共同創業の母集団が細る点がネガティブです。
- ✓ 日本市場特化型でない領域(AI・グローバル展開可能事業等)を選ぶ場合、シンガポール(譲渡益非課税)・米テキサス州(実効23.8%)との税制差は決定的に作用する。(10~50億円)
- ✓ 創業者は、うまくいけばいずれにしても「大金持ち」ではあり、金額は大きい、インセンティブへの感応度は高くないのではないかと。むしろ、ユニコーン規模の企業を作るのに必要なCXOクラスの採用に影響が出るであろう。(300~1,000億円)
- ✓ 日本独自の突出した高税率は、世界で戦う起業家にとって致命的な参入障壁です。出口での実効税率が35%に達する制度下では、創業時から海外を拠点にするほうが合理的であり、優秀な人材や資本の国外流出は避けられません。(10~50億円)
- ✓ 問題は2つあります。1つ目は起業家本人の意欲低下です。資産形成後は金銭以外の動機が強まるため自身の儲けは妥協できても、死後に税金で家族へ資産を残せないことは辛いと感じます。2つ目は国内外の新規起業家の意欲を削ぐことです。(50~100億円)
- ✓ シンガポール・米国(QSBS活用)・UAE等と比較し、日本の創業者課税は際立って重い水準となる。グローバル人材獲得競争において、優秀な共同創業者・初期メンバーが日本拠点を選ぶ理由が一段と乏しくなる。(10億円未満)
- ✓ 譲渡益が国際比で突出して重く課税されると、起業家にとって国内で次の挑戦に踏み切る動機は確実に削がれます。私自身は日本が好きで、日本に拠点を置き続けたいと思いますが、リスクとリターンが釣り合わない構造が続けば、特に若い起業家ほど国外を選ばざるを得ません。

Q10: もし、もう一度創業するとしたら、どこを拠点としたいか

「国内のみ」はわずか17.7%、82.3%が海外を視野 — 5か年計画+強化戦略の核心『日本を世界有数のSUハブに』を、当事者が真っ向から否定する構図。

17.7%

(246件)

日本国内で創業したい

63.5%

(881件)

今のところ日本国内
だが税制次第では
海外移住を検討する

18.7%

(260件)

海外で創業したい

82.3%の経営株主が、海外創業もしくは税制次第で海外移住を選択肢に。「ミニマムタックス」強化のため起業家獲得の国際競争で日本が劣勢になる現実。

Q10(続): 創業希望国 × 企業価値 × 海外候補地 — 三層クロス解析

3つの回答グループごとに、企業価値レンジ別の海外候補地選好を集計。「税制次第で海外」(881人・最多層)・「海外で創業したい」(260人)はいずれも企業価値セグメントが上がるほどシンガポール・米国併記率が顕著に上昇 — 「ミニマムタックス」強化が「海外移住スイッチ」を押すリスク層が定量的に可視化される。

全体: 創業希望国の構成					A. 日本国内で創業したい 246人 (17.7%)		B. 税制次第で海外も検討 881人 (63.5%)					C. 海外で創業したい 260人 (18.7%)			
n=1,337 (Q8企業価値レンジ別 計)					海外候補地記入率: 0% (海外言及なし)		海外候補地記入率: 約63% (中位~高位帯ほど高率)					海外候補地記入率: 約84% (具体地名の併記が一般化)			
企業価値レンジ	回答数	A	B	C	企業価値レンジ	人数	企業価値レンジ	人数	シンガポール	米国	企業価値レンジ	人数	シンガポール	米国	
10億円未満	407	23%	59%	18%	10億円未満	92人	10億円未満	241人	32%	27%	10億円未満	74人	35%	35%	
10~50億円	556	16%	64%	20%	10~50億円	89人	10~50億円	354人	36%	26%	10~50億円	113人	51%	40%	
50~100億円	180	15%	68%	17%	50~100億円	27人	50~100億円	123人	46%	28%	50~100億円	30人	53%	60%	
100~300億円	134	15%	70%	15%	100~300億円	20人	100~300億円	94人	48%	27%	100~300億円	20人	50%	60%	
300~1,000億円	49	14%	63%	22%	300~1,000億円	7人	300~1,000億円	31人	45%	48%	300~1,000億円	11人	45%	55%	
1,000億円以上	11	27%	64%	9%	1,000億円以上	3人	1,000億円以上	7人	71%	71%	1,000億円以上	1人	0%	100%	

※ 規模拡大とともにシンガポール・米国併記率が顕著に上昇。
50億円以上層から海外候補地を具体的に検討中の起業家が増加。

※ 50億円以上層から米国に集中。300億円超では米国内でシリコンバレー・デラウェア・テキサス等の具体地名の言及が顕著。

【全体傾向】 シンガポール・米国が群を抜く。両国は戦略的に税制を含め起業環境を整備。海外候補地名を自由記述で併記した人の割合はA:0% / B:63% / C:84%であるところ、A・B・C各表のシンガポール・米国の数値は各企業価値レンジごとの併記率(%)。

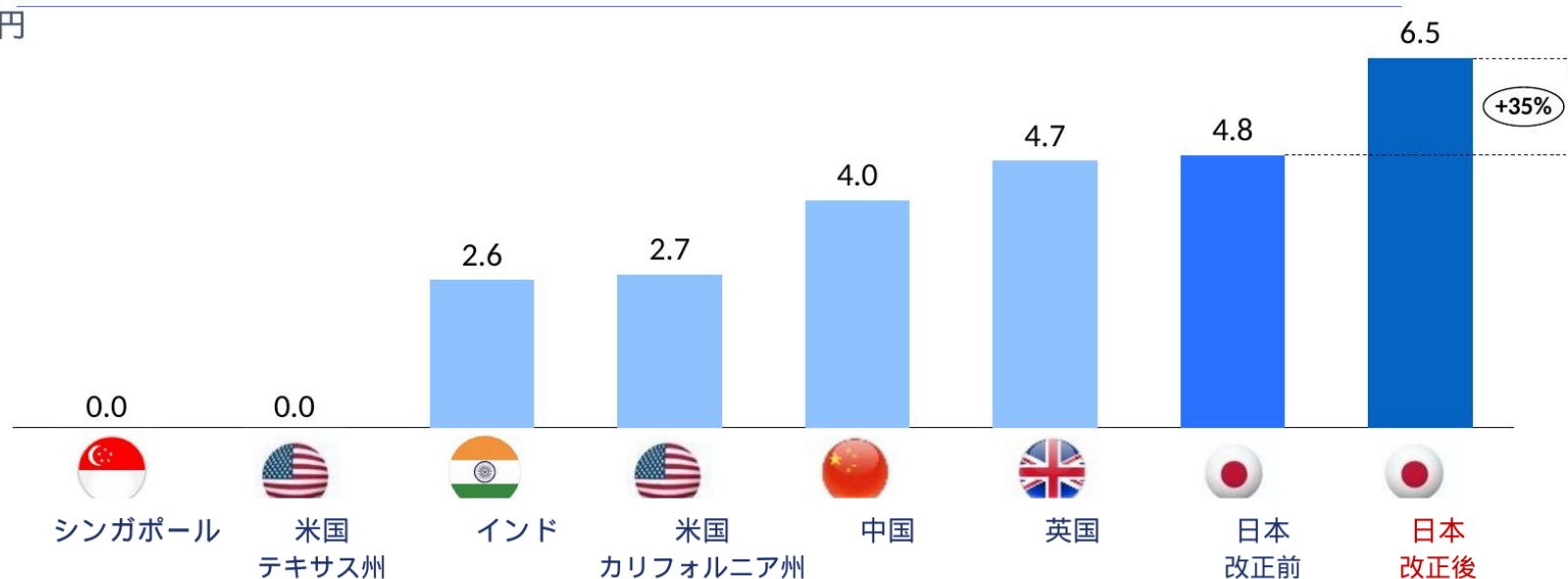
【企業価値レンジ別】 規模が大きいほど米国希望比率が高まる(B:1,000億円超で71%、C:50~300億円超で60%以上)。100億円超ではシンガポール・米国併記が一般化し、5か年計画+強化戦略が育てるべき高い企業価値セグメントほど、日本を離れる選択肢を真剣に検討する構図が浮かぶ。

Q10続 | 国際比較: 起業家が20億円の譲渡益を得た場合の各国の税額

改正後の日本は主要8カ国・地域で最も重い 6.5億円(実効税率32.5%) — シンガポール・テキサスは0円。米国QSBS・英国・中国・シンガポール等は成功する起業家を税制で支援する中、日本だけが税制上「成功する起業家を罰する」国に。

「ミニマムタックス」の見直しがなければ、日本よりもシンガポールや米国(Q10)が選ばれることになるのは至極合理的な成り行きである。

今般税制改正(2027年1月施行予定)後、起業家が20億円の株式譲渡益を得た場合の各国の税額シミュレーション¹
億円



改正後の日本は世界の起業ハブと比べて最も不利な税制となる — 5か年計画+強化戦略の核心『日本を世界有数のSUハブに』と論理的に両立しない — 経済安保・ディープテック空洞化のリスクが顕在化。

出典: JVCA提言_参考資料(2026年5月1日) / 国税庁・財務省・各国税務当局公表資料を基にJVCAにて整理 | 注:譲渡価額20億円・取得価額0円・5年超保有・各国税務居住者前提・為替1ドル=150円/1ポンド=190円/1ユーロ=163円。

(前頁続) 国際比較の前提条件・各国計算根拠・出典

前頁の各国・地域の税額シミュレーション(20億円の譲渡益に対する税額)で用いた共通前提・各国計算根拠・出典の詳細を以下に記載。

【共通前提】 各国・地域に共通して用いた仮定

譲渡価額(売却額)：20億円

取得価額・譲渡費用：0円(創業者であり、設立時の出資金は極めて低額であるため無視)

保有期間：5年以上

居住・課税：起業家本人が各国の税務居住者であり、全世界所得に対して課税される立場であると仮定

資産の取扱い：譲渡対価の全額を個人資産として手元に残すと仮定

為替レート：1ドル=150円、1ポンド=190円、1ユーロ=163円

譲渡価額の設定根拠：

日本のスタートアップの上場時時価総額約100億円 × 起業家の平均保有株式割合約20% (出典: 経済産業省「第2回スタートアップ政策推進分科会」p.1、「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」増補版 p.3)

【各国・地域ごとの計算根拠】 税率・控除等の適用方法

シンガポール：譲渡益課税なし(税率0%)

米国・テキサス州：州税なし。QSBSによる22.5億円の控除(OBBBAによる拡張後)により、連邦税の課税対象額は0円

米国・カリフォルニア州：州税の税率13.3%、QSBS(OBBBA)による連邦税はテキサスと同じく0円

インド：Long-term Capitalに対する税率12.5%を全額に適用。徴収税額にさらに15%の付加税と4%のCESSを適用

中国：非上場の株式譲渡益にかかる税率20%を全額に適用

英国：1.9億円分はBADRを適用、税率は18%。残り18.1億円に対しては通常のCapital Gain Taxの24%を適用

日本(現行)：現行のミニマムタックスを適用し、3.3億円の控除を行った上で税率22.5%を適用。加えて譲渡益全額に対し住民税5%を適用

日本(改正後)：新しいミニマムタックスを適用し、1.65億円の控除を行った上で税率30%を適用。加えて譲渡益全額に対し住民税5%を適用

【出典】 各国・地域の税制根拠資料

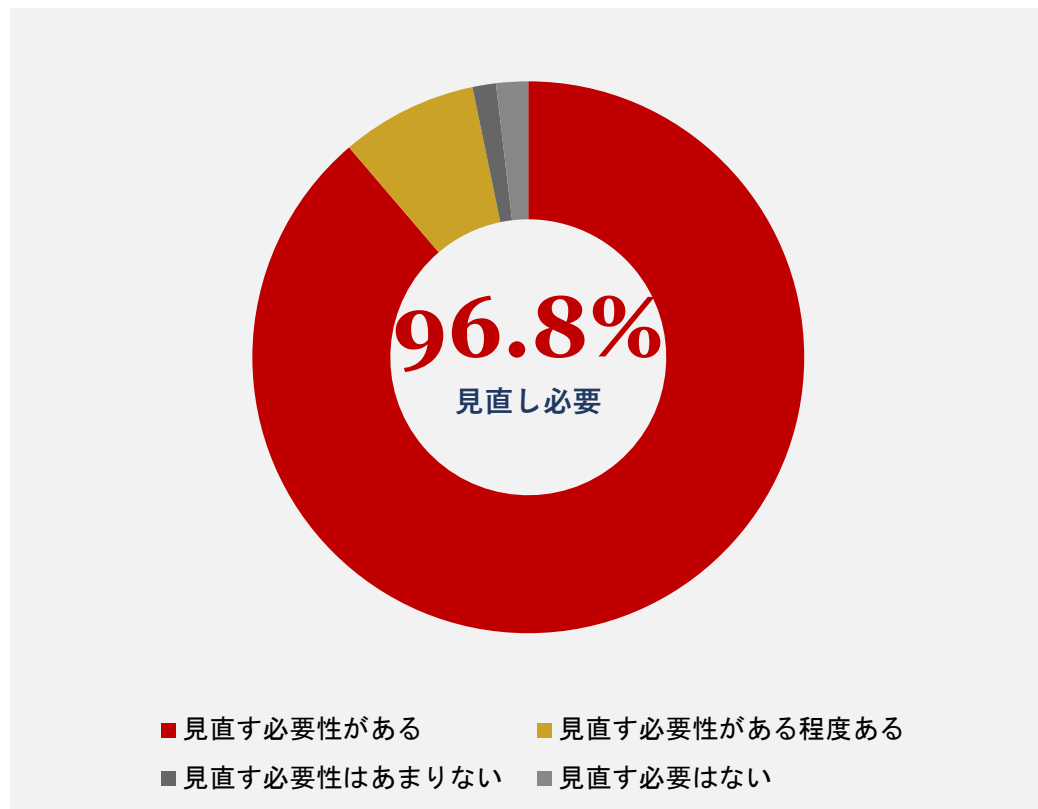
シンガポール：IRAS “Gains from sale of property, shares and financial instruments” / **米国・テキサス州：**IRS “Topic no. 409, 559”、CONGRESS.GOV “H.R.1 (OBBBA)”

米国・カリフォルニア州：FTB “2025 California Tax Rate Schedules”、“2025 Instructions for Form FTB 5805F”、“2024 Supplemental Guidelines” p.10 / **インド：**Income Tax Department “Capital Gains”、Government of India “Memorandum Explaining the Provisions in the Finance Bill, 2026” p.3

中国：国家税務総局「中华人民共和国个人所得税法」第三条(三) / **英国：**Gov.UK “Capital Gains Tax: what you pay it on, rates and allowances”、“Business Asset Disposal Relief”、“Policy paper Capital Gains Tax — rates of tax” / **日本：**国税庁「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置について」、財務省「令和8年度税制改正の大綱の概要」

Q11: 「ミニマムタックス」課税強化を見直す必要があると思うか

96.8%が見直しの必要性を支持(うち88.8%は『見直す必要がある』)。これはごく一部の声高な人たちの意見ではなく、スタートアップ経営株主の総意である。



回答内訳

見直す必要がある **88.8% (1,231件)**

見直す必要がある程度ある **8.0% (111件)**

見直す必要性はあまりない **1.4% (19件)**

見直す必要はない **1.9% (26件)**

見直しを否定する声は3.2%(45件)のみ。スタートアップ政策との整合性確保のための税制改正は、当事者の総意である。

Q12: JVCA改正案① 『「ミニмумタックス」適用除外』への希望度

92.1%が『強く希望する』、6.3%が『ある程度希望する』 — 合計98.4%が支持。創業者・初期株主等のスタートアップ株式譲渡益への懲罰的課税の除外は、当事者の圧倒的なコンセンサスである。

98.4%

がJVCA改正案①を希望

(『強く希望する』93.0% + 『ある程度希望する』5.4%)

反対は実質1.6%(22件)のみ

内訳

強く希望する 92.1% (1,277件)

ある程度希望する 6.3% (88件)

あまり希望しない 1.0% (14件)

希望しない 0.6% (8件)

【JVCA改正案①の骨子】 創業者・スタートアップを支援する個人が、設立後一定期間内に取得した特定スタートアップ株式等を5年超保有した後の譲渡所得について、「ミニмумタックス」の適用対象から除外。3年程度の時限措置として効果検証を併設。

Q13: JVCA改正案② 『再投資不要の米国QSBS型 譲渡益非課税枠』 への希望度

98.1%が支持(『強く希望する』87.7% + 『ある程度希望する』10.4%)。米国QSBS型の積極的インセンティブは、起業家獲得の国際競争で日本が選ばれ続けるための5か年計画強化戦略に盛り込むべき『攻めの一手』であり、当事者からも強く求められている。

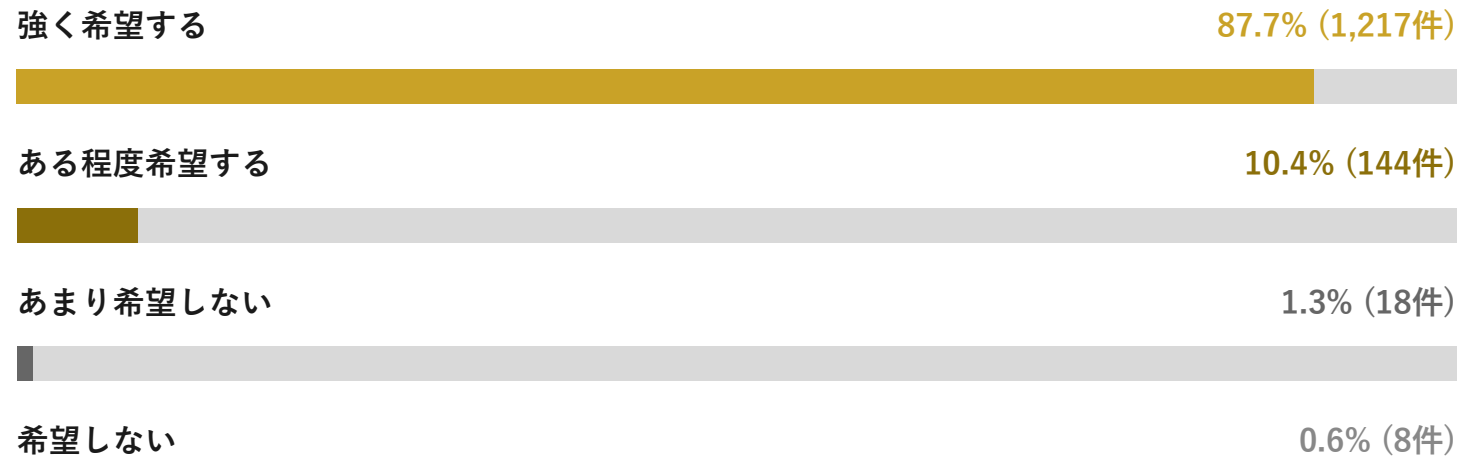
98.1%

がJVCA改正案②を希望

(『強く希望する』87.7% + 『ある程度希望する』10.4%)

反対は実質1.9%(26件)のみ

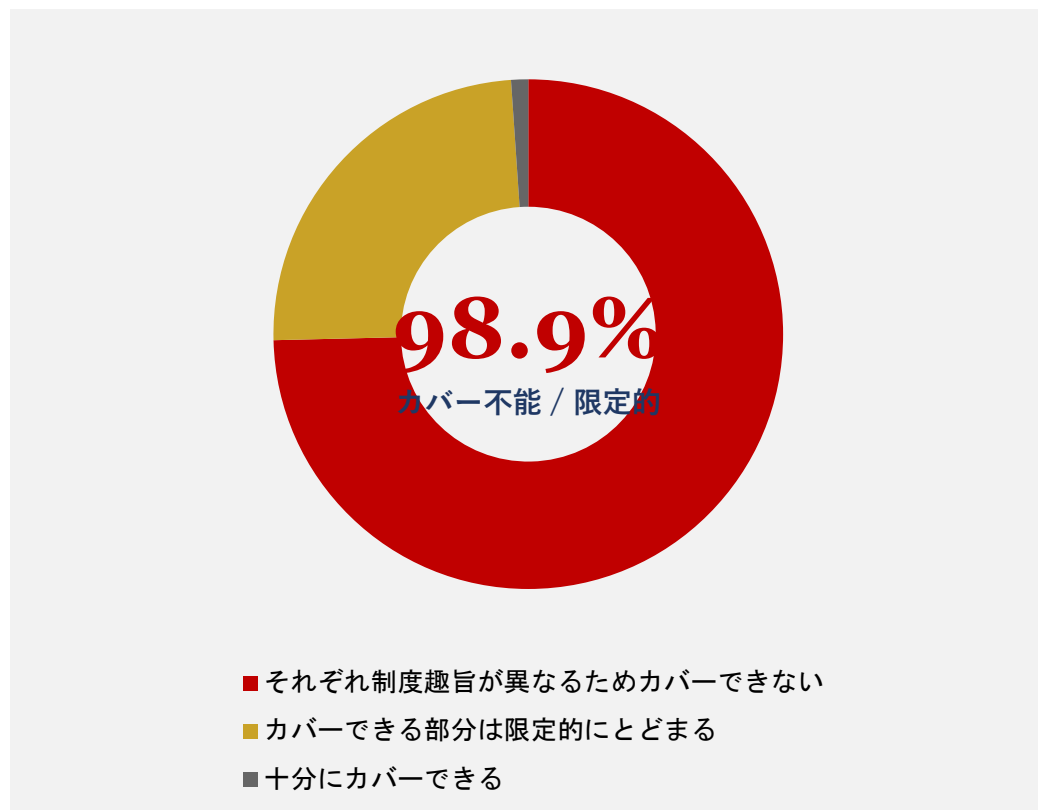
内訳



【JVCA改正案②の骨子】 米国QSBS(IRC § 1202)を参考に、再投資要件を付さず、創業者・初期株主等の保有株式の譲渡益について、取得価額×10倍 又は 一定額(例:20億円)のいずれか大きい金額までを非課税。改正案①と併用可。

Q14: エンジェル税制・「日本版QSBS」の拡充で影響をカバーできるか

98.9%が『カバー不能/限定的』と回答。一部に見られる「既存制度の拡充で対応可能」という主張は、当事者である創業者・初期株主等の評価とは真逆である。両制度の趣旨・設計は「ミニマムタックス」強化の打撃を中和する仕組みではない。



回答内訳

それぞれ制度趣旨が異なるためカバーできない **74.6% (1,035件)**

カバーできる部分は限定的にとどまる **24.3% (337件)**

十分にカバーできる **0.9% (8件)**

『十分にカバーできる』はわずか1.1%(15件)。当事者の98.9%は『不可能 / 限定的』と評価しており、既存制度の拡充では本質的解決にならない。

Q15: なぜ「エンジェル税制」「日本版QSBS」の拡充ではカバーできないのか

「制度趣旨が異なる」(88.3%)、「再投資前提では追加負担を中和できない」(64.6%)、「両制度とも利用実態からインパクトに乏しい」(56.8%) — 当事者は既存制度の構造的な限界を的確に指摘している。

① 制度趣旨そのものが異なる

エンジェル税制はエンジェル投資の拡充が目的であり、創業者・初期株主の譲渡益課税の緩和を目的とする制度ではない

88.3%(1,211件)

② 「日本版QSBS」は中和効果なし

米国QSBSと異なり、「日本版QSBS」は再投資が前提。創業者の現金支出不要での譲渡益への直接的な非課税効果がない

64.6%(886件)

③ 両制度とも利用実態からインパクトに乏しい

エンジェル税制(年間利用 2022年度118億円程度)、「日本版QSBS」とも、「ミニマムタックス」強化の負担増を吸収する規模感ではない

56.8%(779件)

Q15: 自由記述68件から抜粋 — スタートアップの当事者が指摘する構造的課題

- ✓ 通常創業者の取得価額は額面ベースで極小(1株1円~数百円)のため、日本版QSBSを「取得価額×10倍」型に拡充しても創業者個人の非課税枠は実額で数百万円規模にとどまり、数億円超の譲渡益への便益は構造的にほぼ機能しない。
- ✓ 日本版QSBSの再投資非課税枠は生涯20億円が上限であり、5か年計画が掲げるユニコーン100社水準の創業者EXIT(譲渡益数十億~百億円超)には金額レンジが根本的に不足している。エンジェル税制の年間上限も同様。
- ✓ そもそも「ミニマムタックス」と「エンジェル税制/日本版QSBS」は、解決する課題も機能も全く異なる制度であり、後者の拡充で前者の影響を相殺できるという主張は論理的に成立しない。
- ✓ 創業者・初期株主は自社株を売却して初めて流動性を得る立場であり、再投資要件付き制度を使うには「Exitで得た現金を再びリスク資産に拘束する」必要がある。これは生活基盤・次なる挑戦のための原資確保という創業者の合理的行動と矛盾する。
- ✓ 米国QSBSは創業者本人を直接対象とし「再投資不要・即時非課税」で設計されているのに対し、日本の現行制度はいずれも「再投資」または「投資家側」を起点とする設計であり、起業家獲得の国際競争において日本が選ばれるための直接的インセンティブとして機能しない。

Q16: 見直しや税制改正に関する具体的アイデア（自由記述 263件）

JVCAの改正提言①②に賛同する声に加え、税制改正プロセスの透明化、「スタートアップ株式譲渡益のミニмумタックス計算対象からの除外」「初期保有株式エグジット控除」「創業者向け軽減税率」など、より踏み込んだ意見も多い。スタートアップ政策の本気度を税制で示すべきという声が支配的。

- ✓ 創業者株式の譲渡益は長年のリスクテイクの果実であり、富裕層の運用益と同列に扱うべきでない。控除半減・税率30%への一括強化ではなく、対象除外か段階的発動を求める。あわせて米国型に近い日本版QSBS本格導入と、再投資分の非課税化を一体で措置すべきである。（10～50億円）
- ✓ ①米国QSBS(IRC § 1202)に類する制度導入:5年以上保有の未上場創業者株について、一定額(例:譲渡益5億円まで)を非課税とする。②同 § 1045型ロールオーバー規定:譲渡益を一定期間内に他のスタートアップへ再投資した場合、課税繰延を認める。③長期保有優遇:10年超保有株式に対し税率軽減。（10億円未満）
- ✓ 最低限の見直しとして、①スタートアップ株式譲渡益をミニмумタックスの計算対象から除外する「創業株式特例」の創設、②特別控除額を現行3億3,000万円以上に引き上げ（少なくとも2023年制度水準の維持）、の二点を求めます。なお、エンジェル税制・QSBSの拡充は補完策にはなり得ますが、「成長の果実への重課」という構造問題の代替にはなりません。（10億円未満）
- ✓ 米国QSBSを参考に、①再投資不要の創業者向け非課税枠の創設、②保有期間に応じた段階的軽減税率の適用、③防衛・宇宙等の国家戦略領域における特別控除の拡充を提言する。ハードウェア系スタートアップは開発に10年近くを要し、創業者リスクに見合うリターンが不可欠。米国人創業者を擁する立場から、国際的に説明できる税制水準を強く求める。（50～100億円）
- ✓ 米国QSBSに倣った「初期保有株式エグジット控除」の創設を提案する。「取得時に未上場スタートアップ該当」「保有期間一定以上」「創業者・初期参画者」の3要件を満たす株式の譲渡益を、ミニмумタックス計算基礎から一定額まで除外する仕組み。（50～100億円）
- ✓ 創業者の出口課税問題は、入口（エンジェル税制）でも循環（再投資型QSBS）でも解決し得ず、出口側の制度でしか対応できない。JVCA提言に加え、QSBS非課税枠の50億円拡大、創業者向け軽減税率15%、国内再投下分の完全非課税化を併設すれば、500億円Exitでもシンガポール等との格差を約150億円から50億円に圧縮可能となる。（10億円未満）
- ✓ ミニмумタックス強化は撤回すべき。実効税率35%は国際的に懲罰的で、SU5ヵ年計画と整合しません。最低限、特定スタートアップ株式は適用除外とすべきです。税制改正だけで終わらず、投資契約慣行の公正化を両輪で議論すべき。創業者の挑戦意欲を実質的に削ぐのは、優先株の残余財産分配条項や取締役会拒否権等の契約慣行です。
- ✓ 第一に、創業者・初期株主が一定条件下で取得した株式の譲渡益はミニмумタックスの適用から除外すべきです。第二に、米国QSBSを参考に、再投資を条件としない非課税枠を導入し国際的競争条件を揃えるべきです。第三に、長期保有株式の譲渡益は保有年数で按分する平準化措置が不可欠です。（10～50億円）
- ✓ 提案は4点。①スタートアップ株式の譲渡益をミニмумタックス対象から完全除外。②米国QSBSに準じた再投資要件なしの創業者非課税枠を新設（5年保有・上限あり）。③未上場期の含み益課税は採用せず譲渡時実現課税を堅持。④保有期間に応じた税率逡減で長期保有を奨励。（10～50億円）
- ✓ 創業者・初期株主が実質的に原始取得した非上場株式の譲渡所得を基準所得金額から除外すべき。エンジェル税制非課税枠と同じ思想の拡張であり、5年以上保有・適格中小企業要件で対象は限定される。（50～100億円）

「報われない国でもう一度創業することはない」 — 当事者の声は、JVCAの提言の正当性を裏付けている。

JVCAからの政策提言 — 令和9(2027)年度税制改正で実現すべき2つの措置

1,387名の経営株主の声に裏付けられた、スタートアップ政策との整合性ある税制改正

提言①

特定スタートアップ株式等の「ミニмумタックス」適用除外

- 創業者・スタートアップを支援する個人が、設立後一定期間内に取得した『特定スタートアップ株式等』を5年超保有した後の譲渡所得について、「ミニмумタックス」強化の適用対象から除外。
- 対象法人は、研究開発・雇用拡大その他の成長投資を継続する一定の要件を満たす内国法人。
- 資産管理会社経由・実質的に租税回避目的の取引等は適用対象から除外。
- 3年程度の時限措置とし、その間の検討・効果検証を法令上明示。

緊急調査での支持: 98.4%(『強く希望』 92.1%+『ある程度希望』 6.3%)

提言②

再投資不要の米国QSBS型 譲渡益非課税枠の創設

- 米国QSBS(IRC § 1202)を参考に、再投資要件を付さない、創業者・初期株主等向けの株式譲渡益非課税枠を創設。
- 非課税枠は、取得価額×10倍 又は 一定額(例:20億円)のいずれか大きい金額まで(米国QSBSは1,500万ドル≒22.5億円)。
- 5年以上の保有を要件とし、対象株式・対象法人は提言①と同様。提言①と併用可能。
- 国際的な起業家獲得競争で日本が選ばれ続けるための『攻めの一手』。

緊急調査での支持: 98.1%(『強く希望』 87.7%+『ある程度希望』 10.4%)

両提言は併用可能。スタートアップ育成5か年計画の実効性を担保し、優秀な起業家が日本で挑戦し続ける環境を整える基盤となる。

結論 — 強い経済をつくるためのスタートアップ政策と整合性ある税制改正の実現を

2027年からの更なる「ミニマムタックス」強化は『スタートアップ育成5か年計画』+ 本分科会の強化戦略の実現性を根底から否定する税制 — スタートアップ経営株主1,387名への本緊急調査結果に基づく令和9(2027)年度税制改正でのご対応のお願い

① 『立法事実』が不十分 — スタートアップの現場を中核に据えた税制改正を

1,387名の97%超が見直しを支持、98%超がJVCA改正案

①②を希望。2026年度「ミニマムタックス」改正ではSU視点がまったく議論されず『立法事実』が不十分だった中、手遅れになる前に5か年計画+強化戦略に不可欠の当事者を中核に据えた税制改正を行い得るかが問われる。

② 成功する起業家を税制で最も罰する国にしない — 起業家の空洞化の防止を

82.3%がシンガポールや米国などでの海外創業を視野。米国・英国・シンガポール・中国・インド等は成功する起業家を税制で支援する中、このままでは日本は**主要国・地域の税制の中で最も「成功する起業家を罰する」国に**。5か年計画+強化戦略の核心『日本を世界有数のSUハブに』『高さのあるSUの創出』と論理的に両立しない。

③ 経済安保 × ディープテック創業者の空洞化の阻止を

98.9%がエンジェル税制・日本版QSBS拡充では『カバー不能/限定的』と評価。特に**AI・半導体、量子、資源・エネルギー、防衛、宇宙、バイオ等17分野のディープテック創業者が海外移住すれば、技術と納税者の双方を失う** — 経済安保上の致命傷。

本緊急調査結果を踏まえて — 政府・本分科会へのお願い

- ① 本緊急調査結果及び本提言の趣旨を、本分科会及び日本成長戦略会議のとりまとめ、並びに「骨太の方針」に反映いただくこと
- ② 今夏に高市総理が初めて表彰式に臨み10回目を迎える「日本スタートアップ大賞」までに、本件方向性を総理からスタートアップに向けて発信いただくこと
- ③ 令和9(2027)年度税制改正において、本緊急調査結果及び本税制改正提言を踏まえた措置を講ずること

一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門5-9-1

麻布台ヒルズ ガーデンプラザB 5階

■TEL:03-6432-4667

■FAX:03-6432-4664

東京メトロ日比谷線 神谷町駅から 徒歩1分

東京メトロ南北線 六本木一丁目駅から 徒歩10分

■E-mail : jimukyoku@jvca.jp

■Homepage : <http://www.jvca.jp>

※お問い合わせ等ございましたらお気軽にご連絡ください

リモートワークを併用しておりますのでメールでご連絡をいただけますと幸いです

